

〔 自 平成23年10月14日 〕  
〔 至 平成25年 3月31日 〕  
閱 覧

## 北陸農政局入札等監視委員会審議概要

平成23年度 第2回

北陸農政局 総務部 総務課

# 北陸農政局入札等監視委員会委員名簿

平成23年4月現在

委員名	職業	備考
みやまへ さとる 宮前 悟	弁護士	
まつき こういち 松木 浩一	公認会計士	
おぐら まさと 小倉 正人	ジャーナリスト	

入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：平成23年10月14日)

開催日及び場所		平成23年8月29日(月) 北陸農政局7F会議室		
委員		宮前 悟(弁護士) 松木 浩一(公認会計士) 小倉 正人(ジャ-ナリスト)		
審議対象期間		平成23年4月1日～平成23年6月30日		
審議対象案件		232件 うち、1者応札案件43件 契約の相手方が公益社団法人等の案件15件		
抽出案件		5件 うち、1者応札案件4件 (抽出率2%) (抽出率9%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件1件 (抽出率7%)		
抽 出 案 件 内	工事	一般競争	1件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		指名競争	公募型指名競争	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			工事希望型競争	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			その他の指名競争	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
		随意契約	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
	業務	一般競争	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		指名競争	公募型競争	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			簡易公募型競争	1件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			その他の指名競争	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
		随意契約	公募型プロポーザル	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			簡易公募型プロポーザル	1件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			標準型プロポーザル	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			その他の随意契約	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
	物品・ 役務等	一般競争	1件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		指名競争	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		随意契約(企画競争・公募)	1件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件1件	
		随意契約(その他)	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
	(特記事項) 特になし			

	意見・質問	回答等
	(詳細に記述すること。)	(詳細に記述すること。)
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	特になし	
[ これらに対し部局長が講じた措置 ]		

事務局：

(注1)必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
<p>委員からの 意見・質問 、それに対する回答等</p>	<p><b>1. 一般競争契約(工事)</b> <b>十郷2号用水路兵庫川工区整備工事</b></p> <p>今までにない応募者数となっているが、何故そうなったのか。また、評価点数の総括表において、各者の評価点の合計点にかなりの差異がある理由は何か。</p> <p>この程度の差異が生じるのは普通なのか。</p> <p>企業評価の着眼点において、今回は業者間で差は生じていないが、「不正又は不誠実な行為等」とは、どのような評価を行うのか。</p> <p>マイナス評価となるのか。</p> <p>点数評価でいえば、その段階で門前払いということか。</p> <p>入札執行調書の「摘要欄」では、低入札者のヒアリング辞退者がかなりあるが、これはヒアリングを行えば入札を撤回するという意思表示があつたのか。</p> <p>ヒアリングは、どのような事項について行うのか。</p> <p>ヒアリングを行えば辞退するということは、余り自信がないということか。聞かれたら自信がないので撤回するということか。</p> <p>ヒアリングを行うといわなければ落札する場合もあるのか。</p>	<p>本工事は、競争参加資格要件でC等級の舗装工事としています。工事が規模の小さい簡易な工事であることから、応募地域を限定していますが、当地域の中に要件を満たす者が沢山あったということと、年度当初の発注工事であったことから、専任技術者の配置も容易であったことから、応募者が多かったものと考えています。評価点数の差については、評価基準の項目毎に評価した結果として、差が生じたということです。C等級の者の中で優劣が出たものと思料します。</p> <p>はい。小規模な会社ですので、例えば地域への貢献や継続教育(CPD)への取組みといったことも知らない者もあるかと思えます。中小業者には普及・ケアする努力も必要ですが、業者の中には取り組みないという実態もあるのではと考えられます。</p> <p>入札公告日から一年前までに指名停止を受けた者や、改善命令等を受けている者があれば減点の対象になります。</p> <p>はい。マイナス評価になります。今回の業者については、過去一年間に遡って指名停止等がなかったことから、評価の数値としては0点ですが、仮に指名停止等に該当した者がいればマイナス点になります。</p> <p>指名停止期間を過ぎていれば、競争参加資格は有しますが、評価についてはマイナス評価になります。また、公告の間に指名停止があれば欠格になります。</p> <p>はい。そうです。</p> <p>品質管理や施工体制について実施します。</p> <p>低入札となった場合、実質落札の可能性はないと思っているケースが多いと思います。</p> <p>その場合は、所定の工事の品質を確保する必要があります。会計法上は、低入札落札となった場合、調査を行うことになっており、工事の</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 、それに対 する回答等	<p>企業評価の着眼点の中に「手持ち工事量の項があるが、全28者が2点と揃っている。これは不自然ではないか。他の項目は0点とか1点とかになっているが、この項目は何故全て2点なのか。</p> <p>簡単に2点という数字が出てくるが、その2点という数字は非常に複雑なものなのか。</p> <p>全て2点という数字が並ぶのは、普通はデータ的にはあり得ないことなのではないのか。</p> <p>工事概要の説明で、本工事は現在の施行済み工事の積重ねというか、一連工事の一環と理解する。相対的に一括発注することは考えなかったのか。素人目から見れば、やり残した工事を後になって発注したと思えるが。</p> <p>建設発生土処理工とあるが、乾燥した残土は通常何処へ搬出するのか。 搬出先は、発注者側で指定するのか、それとも業者側の采配で行うのか。</p>	<p>履行が確実かどうか判断するために、相当数の資料提出を求めているのが実態です。</p> <p>手持ち工事量については、基準において手持ち工事量比率が0.5未満の時に2点としています。手持ち工事量比率というのは、当該年度の受注額÷過去3年の平均受注額ということで、分子が0であれば必ず0.5未満となります。</p> <p>当該年度の受注実績が無いということです。発注が春先だったので、この28者には受注実績がなかったことから、全者2点を加算しています。</p> <p>工事量比率が低ければ、全て2点になります。受注していない者は点が上がる基準(評価)になっています。年度当初はあまり受注実績もないことから、全者2点となっていますが、受注件数が増えた者は点数が下がる仕組みになっています。</p> <p>残土処理については、土を借置きし乾燥した後には搬出する必要があり、乾燥に時間を要しました。舗装工については、路盤が堅固にならなければ後で手戻りが生ずる恐れがあることから、軽微な工事ですが分割発注した方が適切と判断したものです。</p> <p>骨材組合というところで残土を受入れてもらっています。九頭竜川地域の周辺は、水田の表土を剥がして砂利採取が行われており、砂利採取後の跡地に埋戻土として使用されています。搬出先については、発注者側で近距離な場所を選定し、搬出先を指定しています。</p>
	<p><b>2. 簡易公募型競争契約 現場技術その2業務(業務)</b></p> <p>審議対象案件ではないが、現場技術その1業務の内容は本業務と同様の業務なのか。</p> <p>本来はその1業務とその2業務を一括して発注できるようなものではないのか。発注時期なり、一括発注では不都合が生じる</p>	<p>はい。類似業務になります。業務内容は、設計・協議・監督に関する資料作成及び補助を行うもので、大口径のパイプライン工事、シールド工事の一部(過年度の整理)もあったことから、シールド工事の経験のある者として特別仕様書に記載しています。条件としては、一級・二級の土木施工管理士の資格を有している者で、大学卒業であれば3年以上、高校卒業であれば5年以上の実務経験のある者になります。また、図面を作成するソフトを駆使できる者、大口径若しくはシールド工事の経験のある者を配置予定技術者として求めています。</p> <p>このような業務経験のある技術者はあまり多くないと思いますが、門戸を広める形が良いと判断して分離しました。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 、それに対 する回答等	<p>故に分割して発注したのだと思うが。</p> <p>一者辞退者は自発的に辞退したのか。例えば、その2業務について辞退せずに、その1業務を受注した場合、総合評価点が違ってくるようなことがあるのか。</p> <p>辞退しない場合は、受注の可能性があるとの理解でいいのか。</p> <p>技術者の配置に関する評価点が後で変わるということではなく、自発的に辞退してもらうということなのか。</p> <p>常識的に考えれば、2件応募して2件とも受注となれば、1件しか受注できない者が2件応募してくるのはおかしいのではないか。技術・企画評価委員会において2者の評価を行っているが、1件受注したので、もう1件は辞退するというのは納得できない。2件とも受注するか、どちらかの1件を受注したいのか、当初から明確にできないのか。</p> <p>疑問に思うのは、その1業務とその2業務がありますが、その1業務は補助業務(説明資料作成)である。そのような案件を2件に分離して発注するのは適正なのかどうか。一括して発注した方がいいのではないか。</p> <p>その1業務の場合には、データを再度取ることになるのか。</p> <p>業務内容は説明資料の作成等であるが、説明も受注者が行うのか。</p> <p>説明資料等の作成データは、どこにある資料に基づいているのか。</p> <p>建築検査や監督設計は設計事務所が行うが、現場説明だけを行うという仕事はないのか。</p>	<p>同時に2つの業務の受注はできません。また、辞退者に対しての不利益はありません。</p> <p>参加表明書の提出段階で、配置予定技術者は決定しており、先に落札した者が次の案件についても同一の技術者を配置している者については、入札説明書等で入札を辞退していただくという取扱いにしています。</p> <p>そうです。配置予定技術者も評価していますので。</p> <p>業者は2件のうち、いずれかの1件を受注しなかったのだと思います。最初の案件が受注できたので、2件目の案件と配置予定技術者が同一であったことから、その場合は2件目を辞退してもらうこととなります。</p> <p>沢山の業種を抱えている大手業者であれば応募も可能でしょうが、実態上必ずしも可能でないことも想定されます。</p> <p>シールド工事等については両業務に共通しますが、その1業務とその2は路線(業務場所)が違います。</p> <p>説明自体は事業所職員が行います。受注者が説明資料の作成を行います。</p> <p>調査資料等のデータは、基本的に事業所にあります。そのデータ等を組合わせて資料を作成したり、監督補助業務であれば、監督職員に替わってコンクリートの品質等のチェックをしてもらいます。</p> <p>地元説明や協議の説明は職員が行います。それらに使用する資料を作ってもらう仕事になります。</p>
	<p><b>3. 簡易公募型プロポーザル契約(業務)</b> <b>外山ダム一部使用協議資料作成業務</b></p> <p>技術検討委員会の組織は、1つのダム工</p>	<p>技術検討委員会については、農政局で業務契</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 、それに対する 回答等	<p>事ごとに設けられているのか。それとも北陸農政局管内で1組織なのか。</p> <p>他局ではまた別の委員会があるということか。</p> <p>業務内容には、図面の作成、専門的・技術的な資料の作成、事務処理的な内容もあるが、これらを分離発注することは考えないのか。業務内容が価格競争になじまないということでプロポーザル契約になっているが、結局は一者応札になっており、行政との協議資料で政策的な問題もでてくるとし、反面プロポーザル方式で一者応札となれば、一業者の提案書を採用せざるを得ないことになるのはどうかと思うが。</p> <p>資料の作成や収集は専門性が必要と思うが、対行政との協議はどのように行うのか。</p> <p>一者応札であったが、応札者はダム建設や設計に関連性の高い者であったのか。</p> <p>一者応札の場合、再度入札は検討されなかったのか。</p> <p>技術提案書の評価(特定者の認定理由書)において、「評価が高いと認められる」と記載されているが、どのような判断で記載されたのか。一者だと絶対評価となるが。</p>	<p>約を行っており、その中で外山ダムについても検討を依頼しています。他の事業所(柏崎地区)のダムも同様であり、農政局で毎年技術検討委員会を設置しています。</p> <p>はい。他局は他局で技術検討委員会を設置しています。</p> <p>資料収集に関しては、過年度の工事や業務資料等から必要なものを抽出することになり、知識や経験が必要となることから、非常に重要で大変な作業になります。</p> <p>協議は事業所職員が行っており、受注者は同行していません。協議の過程で資料が足りないという指摘があれば、その場で答えることもありますし、後日整理して持参しますと答える場合もあります。資料の作成は受注者が主に行い、協議は事業所職員の仕事になります。</p> <p>今回の応札者がダムの本体設計を行っていることから、前回のグラウト解析業務においても一者応札となりました。他者よりも本地区のダムの構造・内容等に精通していることは事実です。契約後に行った他者へのアンケート調査の分析結果では、業務内容が過去の資料の分析業務であり、コストメリットがないと答えた者もあり、他の者が分析するのは大変過ぎると思われる部分があったのかも知れません。</p> <p>11月から試験湛水を行う計画としており、再度入札となれば協議の進捗等に影響することから、再度入札は実施しませんでした。</p> <p>提案書の総括では「的確に書かれている」と記載しているのに対し、委員会の意見として「評価が高いと認められる」と記載しているのは、必ずしも的確の表現ではありませんでした。一者応札がないようにしたいと思いますし、ご指摘についても、表現を改めるよう検討したいと思います。</p>
	<p><b>4. 一般競争契約(物品)</b> <b>電子複写機((株)リコー製)の保守契約</b></p> <p>リコー製品なら、リコーが保守点検するのが当たり前だが、他者のコピー機もあるのか。それは同様な契約形態となるのか。</p>	<p>はい。あります。 はい。そのとおりです。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 、それに対 する回答等	<p>一般競争入札で毎年契約されるのか。リコー製のコピー機の保守契約については、競争する者はあまりいないのか。</p> <p>リコーの代理店等他にないのか。過去に他者が保守契約を結んだことはないのか。</p> <p>予算(予定価格)は前年を参考にしているのか。</p> <p>民間の契約では基本契約が安く、オプションや保守契約が高かったりするケースがあるが、一者応札となるのであれば、例えば購入契約に保守点検も含めて実施することは、事務的には難しいのか。</p> <p>コピー機の購入契約時に、保守契約に係る費用は見込んでいないのか。</p> <p>決定したメーカーは、事前に比較検討した結果に基づくものなのか。</p> <p>購入契約時に保守契約のメーカーも決まってくるのではないかと思うが。</p> <p>このような案件は入札監視委員会にはなじまない案件だという気がする。</p> <p>例えば複数年契約というのは考えられないのか。目的はやはり経費の節約である。</p>	<p>毎年、契約します。 基本的には他者の入札参加はありません。</p> <p>新潟の場合は、リコー(メーカー)が入札している状況で、代理店、販売業者は参加していないというのが現状です。</p> <p>はい。そうです。</p> <p>新規に契約を結ぶ時であれば、まとめたの契約も可能かと思いますが、2年目以降については、各メーカー毎に前年を踏襲した予定価格にならざるを得ないと思います。</p> <p>契約初年度については、保守契約に係る費用も考慮して契約しています。</p> <p>入札を行うまでは、どの者になるかは決まっています。幅広く各者入札に参加してもらるように公示しています。</p> <p>購入時期を全て同時期に行うことが可能であれば、購入と保守を含めた一括契約が可能で、一者応札ではなく競争になると思われますが、現状においては、保守契約は個々に行わねばなりません。一者応札については、この案件に限らず事務機器については毎回あります。随意契約審査委員会においても、毎回審議案件の対象となっていますが、現時点では解決策がないことから苦慮しているところです。</p> <p>このような契約についても、入札監視委員会の審議対象とすることになっています。</p> <p>最初にまとめて台数を買う購入経費と、保守経費も全部一緒に行うのであれば、複数年は可能です。ただし、予算上は現在そのようにはできないことになっています。農林水産省に要望は行っており、一者応札を解消するにはその方法しかないと思っていますが、複数年契約を結ぶ場合でも、今年は1台、来年は2台ということになれば、予算上は難しくなります。このような実態であることから、同様の契約が沢山あることとなります。</p>
	<p><b>5. 企画競争契約(役務)</b> <b>北陸農政局管内ダム技術検討業務</b></p> <p>この業務は東日本大震災(3月11日)前から計画されていたと思うが、新しいダムを造る時の検討委員会の実施は当然であるが、その検討委員会において、既に存在するダ</p>	<p>国営事業で昭和40年代から数多くの農業用ダムを造成してきました。ダム以外の施設も同様ですが、造成後30~40年経過した施設は、補修や補強する時期にきており、農林水産省と</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 、それに対 する回答等	<p>ムの安全（耐震）性についても検討を行うのはいかがなものか。新しいダムを造る時の委員会と、現存する古いダムの耐震性をチェックする委員会は別々に行った方が良いと思うが、何故まとめて行っているのか。</p> <p>老朽化したダムが日本にどの程度あるのか判らないが、東日本大震災で崩壊したダムはないはずである。しかし、危険なダムは沢山あると思う。震災前はこの業務のような形態で発注するのも良かったかも知れないが、これからは古いダムをチェックする別の委員会があってもおかしくはないと思う。</p> <p>これまでに新規ダムの検討委員会に、既存ダムのチェックを含めたことがあったのか。</p> <p>この三角形の構造（中空重力式コンクリートダム）のダムは珍しいということで、これに不安があったのか。</p> <p>（財）日本水土総合研究所はどういう組織で、職員は何人いるか。</p> <p>この研究所は全国組織なのか。</p> <p>企画競争方式で発注されているが、（財）日本水土総合研究所と競争できる団体はあるのか。</p> <p>民間のコンサルタントで、このような業務を通常請負しているところはあるのか。</p> <p>業務の内容を見ると、委員会を設置して委員会が調査を行うとの記載があるが、農政局で対応できないのか。</p>	<p>してもストックマネージメントを導入し、新たな保全管理を推進しているところです。内の倉ダムについては、供用開始から40年近く経過しており、耐震性についても照査しておくべきとの考えから、本業務においてダム技術に係る専門家の方々に、色々な検討をお願いしたものです。</p> <p>農林水産省本省においても、今後様々な検討が行われると思うので、農林水産省本省の動向等を参考に検討したいと思います。</p> <p>内の倉ダムのような業務内容の調査は、今回が初めてだと思います。</p> <p>平成24年度に事業着工後、内の倉ダムについては、既設利用する予定であることから、この機会を捉えて耐震性についても検証を行うものであり、不安があるわけではありません。</p> <p>職員は55名で、資格者としては、博士号13名、技術士13名、技術士補14名となっています。</p> <p>東京に研究所があります。</p> <p>この業務については、公示内容の応募資格欄において、民間企業、独立行政法人、認可法人及び民間団体と広く参加できるような公示形態にしており、この者だけが応募できるということにはなっていません。</p> <p>一者応札となったことから、契約後に事業者5者にアンケート調査を実施しました。その結果としては、「5者のうち4者は公示を知っていたが、手持ち業務の関係もあり応募しなかった。」また、「自者都合で応募しなかった。」となっており、認識があった中で各者の内部事情で応募しなかったという認識です。民間コンサルタントでも業務として運営できると思いますが、結果的に一者応札になったものと理解しています。</p> <p>委員会に諮る資料については、各ダムの技術的な観点や受託者が把握している他地区事例等を踏まえて、整理・作成します。これらの資料の作成は、農政局内部だけでは困難なことから、企画競争方式による委託事業を採用したものです。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 、それに対 する回答等	<p>役務の発注で思うのは、民間の業者に何を委託されているのかよく分からない、政策判断に関わる部分があるのではないかと感じるが、これはアウトソーシング（外部に委託）という傾向があるのか。</p> <p>委員の人は農政局で行うのか。先ほどの佐渡地区の業務説明の中で、外山ダムについては農政局が決めていると言っていたが。</p> <p>仮に耐震性に問題があるとの結論が出れば、当然補強工事を行うことになるのか。そういうケースはありうるのか。</p> <p>見積金額はどれくらいで積算されたのか。</p> <p>年一回の委員会の開催としては契約金額が高いのではないかと。</p>	<p>これまでに委員をお願いしている方々は、ダム工学、あるいは耐震工学を専門にされている大学の教授が多く、その方々からの見解を基に適切なダムを構築していくという趣旨です。</p> <p>また、ダムの場合は対外協議等の関連において、大学の先生の指導を得ながら実施していることも、重要なポイントになります。</p> <p>応募要領の中で、委員の選定から委員会の運営を行うことを明示しており、農政局で委員の人は行っていません。</p> <p>既設のダムの耐震性照査については、北陸管内においては内の倉ダムが初めてのケースになります。今回、検討結果により補強が必要ということになれば、当然必要な補強対策を行うことになります。</p> <p>これまでの委員会の運営、委員構成、開催地（今年度は佐渡市、柏崎市、新発田市）の現地調査の旅費、農林水産省の基準に基づく委嘱、日当等により、総額で9,000千円で積算しています。</p> <p>委員会は各ダム毎で実施されることから、3会場での実施となりますし、各ダムの委員会先立ち打合せを行うこととしており、受託者が各ダムについて技術的な視点からの打合せを行った上で、委員会に諮る資料を作成するもので、事前打合せに掛かる費用（日当、旅費）も全て含んでいます。</p>